



和田ゆかり

ビジネスマナーちょっと得する話 137



皆さんこんにちは。8月も既に後半。しかし暑いですね…。暑いを通り越して、太陽が痛いという表現をした方が合っているかもしれません。

今でこそ、日焼けに敏感、日焼け止めを365日欠かさず塗っている私ですが、若い頃は、夏といえば海に行っておざわざ黒く焼くため、レジャーシートを持参し、オイルを身体に塗って寝る。ある時は、体が火照り夜、寝ることもできないほど焼いてしまった事もありました。「そんなに焼いたら体に毒だ」「大人なんだから限度がわかるでしょ」と家では母に、会社では先輩に叱られました。若い頃の私に言えるものなら、「後でシミになっちゃうよ」と叱りたいものです。



(和田ゆかり)

しかし、最近の夏の温度とよいたら、昔なんて比べものにならない程、高温ですから、皆さんも出かける時や車の運転でも帽子や日傘など日よけ対策はもちろん水分も常備しておいた良いと思います。

さて、数回にわたり断捨離や整理整頓についてお話してきました。当事務所も、書類はデータ化して、大きな書棚をどんどんなくしていっています。おかげさまで、書類も棚もスッキリ、なんだか事務所内が明るくなったような？そして気分もスッキリ爽快です。

整理整頓や断捨離には大きな効果があることを実感しています。まずは気持ちに対する効果。

誰もが「スッキリした」「気持ちがいい」と言います。部屋が整理整頓された事で気持ちがスッキリしたという経験をすれば、部屋が汚れてきたとき、そろそろ片づけなくちゃなという気持ちになります。また、キレイにすると、保ちたいという気持ちにもなれます。

効果は気持ちだけではありません。

一つ『部屋が片付く』

今まで使っていたスペースを、より広く効率的に使う事ができます。

共有スペースであればなおの事。しかも、モノに突っかかって転倒というようなケガも防げる。

二つ『考え方が変わる』

断捨離をする上で、必要なものと不必要なものに分ける仕訳をすると、自分がどんなモノが捨てられずにいるか、今必要でないものは手放すという考えを持つことができます。

三つ『ムダを省くことができる』

モノや書類を捨てられない事で、机の上が山積みに。今まで書類を探す、又はモノを探す事に時間がかかっていた事なくなる。モノを探している時間は意外と長くムダな時間ですからそのムダを省くことができます。

また、今まで色々なモノに対し執着していた気持ちにも、良い意味での踏ん切りをつけることができるので、気持ちの断捨離もでき、新鮮な気持ちで1歩を踏み出せる。

これだけの効果が期待できるので、やはり整理整頓や断捨離は必要ですよ。定期的に行うようにしたいものです。

あとは、体の贅肉の断捨離だけど、なかなかしぶとくて頭がいた～へい。

“断捨離によって新たな1歩！新たな出会い！”



facebookやっています。
＜和田ゆかり＞で検索！
ビジネスマナーコンサルタント

～人材が人財に変わる時92～



特別な夏

暑い夏が到来しましたね！今年は特別な夏といわれていますが、皆さまはどのように過ごされていますか？

私は、大好きなキャンプは自粛。日の出前サーフィンと、自宅庭プールで暑さをしのいでいます。結果、肌がどんどん焼けています。

お客様に会うたび「焼けたね～！」とびっくりされる始末です。

今度、子供のために自宅前でミニ屋台や、スーパーボールすくいなどを準備して、縁日ごっこをしてみようと思います。

不便な状況は続いているようですが、with コロナなりに、エンジョイできることを見つけないかと思っています。

家賃支援給付金とは

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代・家賃（以下、賃料）の負担を軽減することを目的として、賃借人（かりぬし）である事業者に対して給付金を給付するものです。

経済産業省管轄の給付金です。

給付対象は？

給付の対象となる方は、以下のすべてにあてはまる方が対象です。

(1)2020年4月1日時点で、次のいずれかにあてはまる法人であること。

①資本金の額または出資の総額が、10億円未満であること。

②資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下であること。

(2)2019年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(3)2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより次のいずれかにあてはまること。

①いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている

②連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている

(4)他人の土地・建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっていること。

以上、これら4要件にすべて当てはまる方が、給付の対象となっています。

給付額について

給付額は、申請日の直前1か月以内に支払った金額を算定の基礎とし、6ヶ月分の支給計算となります。

給付額の上限は月額100万円となります。（給付額最大600万円）

算定の基礎となる金額に対し、申請日の直前1か月以内に支払った賃料が75万円以下の場合は、賃料の2/3を6倍した金額が給付されます。

また、申請日の直前1か月以内に支払った賃料が75万円を超える場合は、賃料の上限75万円の2/3（50万円）を6倍した金額（300万円）と、支払った賃料のうち75万円を超える金額の1/3を6倍した金額の合計を給付します。

ただし、いずれにせよ給付額は最大で600万円が上限です。

地代家賃は事業者さまにとっても大きな金額となりますので、該当する方は是非ご活用を頂きたいです。

筆者：木村隆人（きむらたかひと）

笑顔と清潔感を大切に、真摯な姿勢と情熱をもって対応することを心がけています。そして内面は常にプログレッシブ（漸進的）な考えで行動することを信念としています。

日の出からサーフィンをし、寝る前に筋トレをするほど…とにかく身体を動かすことが

大好きです！

一人息子を溺愛しながら子育て奮闘中！



皆さん、こんにちは。猛暑日が続いておりますが、皆さん体調は大丈夫でしょうか。コロナ感染も注意しなければなりません、熱中症にも注意が必要です。水分補給、十分な睡眠とどちらにとっても免疫力を低下させない体調管理が必要だということです。

今月も先月のつづきで利用者情報の手続きからご説明させていただきます。

赤い枠の「利用者情報に関する手続き」をクリックします。



右図にある利用者情報メニューが表示されます。

「利用者情報の照会・変更」をクリックします。

利用者IDが表示されますので、一緒にPWを入力場所が表示されます。そこにPWを入力すると今現在登録されている情報が表示されます。

下のように内容が表示されます。内容を確認します。

今月は、利用者情報の確認をしました。来月は、提出先の登録を行います。

税理士法人エナリ システム担当 藤田 初文